



IFRS 9



事業会社のためのIFRS第9号「金融商品」 – 準備はできていますか？

2017年9月

kpmg.com/ifrs

Are you good to go?

IFRS第9号は多くの企業の金融商品の会計処理方法を変更します。以下のような新たな規定を検討する必要があります。

分類及び測定

減損

ヘッジ会計

適用にむけての導入プロジェクトを完結させ、新基準へのスムーズな移行を目指す貴社の取り組みに役立てるため、KPMGは多くの企業が重点をおく必要がある重要な検討事項のリストをまとめました。



以下の各項目について、
分析結果と結論を文書化することが
不可欠です！

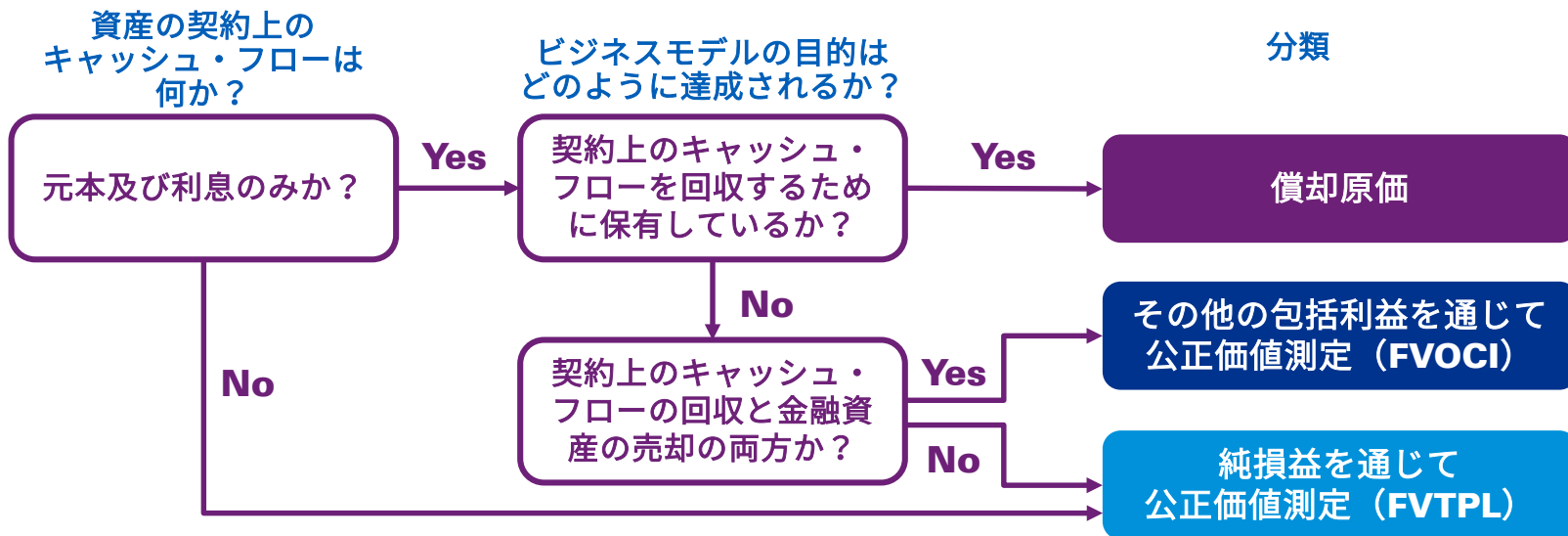




分類及び測定

分類

営業債権及び負債性金融商品への投資をどう分類するかは決まりましたか？



事業モデル

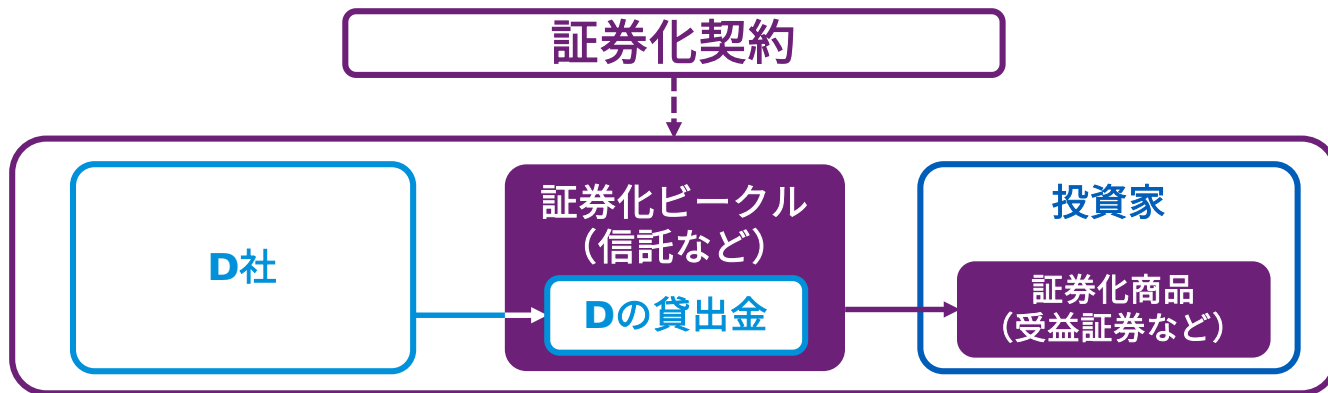
金融資産を管理方法によってグルーピングし、その管理方法を反映する事業モデルはどれかを決定しましたか？

以下のような事項を検討する必要があります

- 目的: 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収及び/または金融資産の売却は事業モデルにとって不可欠か？
- 売却: 実際及び予想される頻度、価額、時期は？
- 投資のパフォーマンス: どのように評価し報告されるか？
- リスク: どのように管理しているか？
- 報酬: 管理者はどのようにインセンティブを与えられているか？

ファクタリングと証券化

営業債権をファクタリング契約に基づいて売却または貸出金を証券化したりしますか？



検討しましょう

連結財務諸表での取扱いと個別財務諸表での取扱い | ファクタリング会社に何らかの保証を行っているか？

SPPI要件の評価

資産の契約条件は元本及び元本残高に対する **利息** の支払のみ（**SPPI**）のキャッシュ・フローを生じますか？

検討しましたか？

貨幣の
時間価値

信用リスク

その他の
基本的な
貸出リスク

その他の
関連コスト

利益
マージン

覚えておきましょう

- 組込デリバティブは金融資産から区分処理しません
- キャッシュ・フローが基本的な融資契約に関連しないリスクや変動にさらされているような場合は**SPPI**ではありません

期限前償還要素

期限前償還要素が**SPPI**要件を満たしますか？

以下のような契約条件は**SPPI**要件を満たします



実質的に未払の元本及び利息に相当する金額を支払うことにより期限前償還を認める、または要求する場合

覚えておきましょう

- 支払金額は、契約を早期終了させることに対する合理的な補償を含む場合があります
- 上記のほか、プレミアムまたはディスカウントで取得または組成した金融資産を額面で期限前償還する場合にどう**SPPI**判定するかについては、別途規定があります

その他の要素

契約には**SPPI**要件を阻害するようなその他の要素が含まれていませんか？

以下について検討しましょう



ノンリコース・
ローン



延長オプション



参照金利が特殊
(例：金利が1年物金利に
毎月改定される)

資本性金融商品への投資

会計方針はIFRS第9号の要件を満たしていますか？



基準の規定は？

- 売買目的でない資本性金融商品への投資については、**FVOCI**で測定するという取消不能の指定を、当初認識時点で行うということを選択しなかった場合のみ、**FVTPL**で測定する
- その他のすべての資本性金融商品を**FVTPL**で測定する



以下の処理は禁止！

- 取得原価で測定する
- **FVOCI**で測定する投資につき、減損を認識し、純損益に表示する
- **FVOCI**で測定する資本性金融商品の利得または損失をリサイクルし純損益に計上する

FVTPL指定した金融負債

自己の信用リスクに起因する利得または損失の表示についての新たな規定がどのように財務諸表に影響を及ぼすか知っていますか？

自己の信用リスクの
変動に起因する
利得または損失



公正価値の変動の
残存部分



=

指定する要件は
IAS第39号から変更
なし

金融負債の条件変更または交換

認識の中止を生じない条件変更または交換を（過去に）行った固定利付金融負債はありますか？



基準の規定は・・・

償却原価の再計算

当初の実効金利（EIR）を用いて
条件変更後のキャッシュ・フローを割引く

及び

条件変更・交換により再計算された
新たな償却原価と、いままでの帳簿
価額との差額は純損益で認識

覚えておきましょう

該当する負債がある場合、今すぐ適用されます | 遡及適用が求められます



減損

減損規定の適用範囲

減損規定の適用範囲に含まれるすべての金融商品を識別しましたか？



適用範囲

- 償却原価または**FVOCI**で測定される負債性金融商品（例：営業債権、投資有価証券として保有する社債）
- **FVTPL**で測定されない金融保証契約及びローン・コミットメント
- リース債権
- **IFRS第15号**「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる契約資産

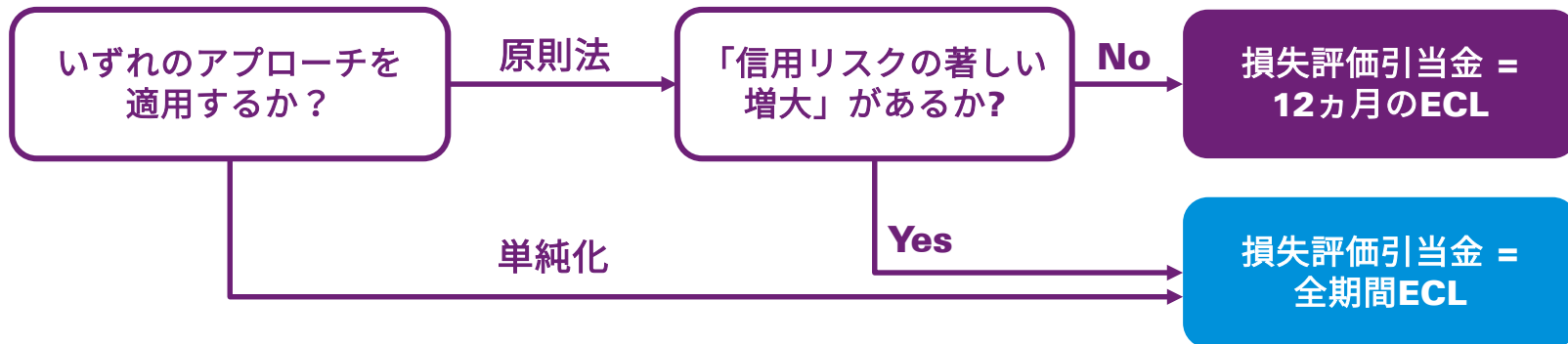


適用範囲外

- 資本性金融商品への投資
- **FVTPL**で測定される金融商品

ECL測定の単純化したアプローチ

予想信用損失（ECL）を測定するための単純化したアプローチを適用しますか？



以下について、選択適用できます

重大な金融要素を含む営業債権及び契約資産 | リース債権

実務上の簡便法

営業債権についての**ECL**を測定するために **引当マトリクス** を用いますか？

例

	年齢分析：期日経過				
	0	1-30	31-60	61-90	>90
損失率	0.3%	1.6%	3.6%	6.4%	10.5%

以下に基づく：

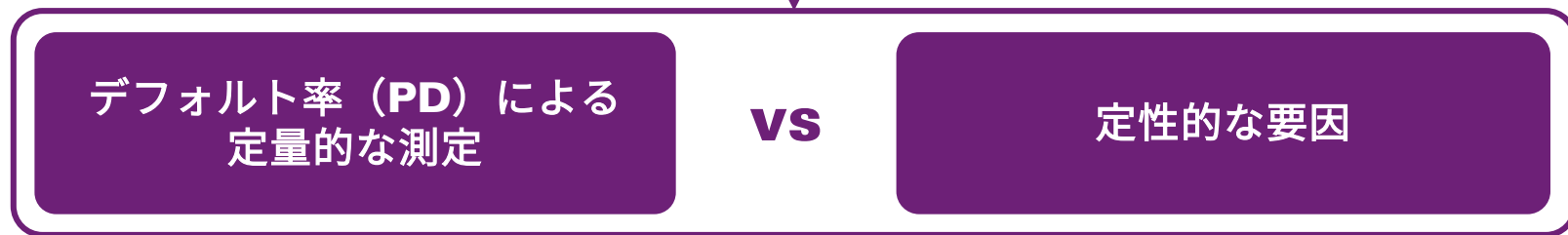
- 過去の信用損失発生実績
- 現在の状況に対する調整及び将来予測についての見積りの織り込み

覚えておきましょう

期日超過が生じていない債権を含むすべての債権残高について**ECL**の引当が必要です

「信用リスクの著しい増大」の評価

原則的アプローチを適用する場合、各資産の種類ごとに「信用リスクの著しい増大」の有無を評価するための **要件** を設定しましたか？



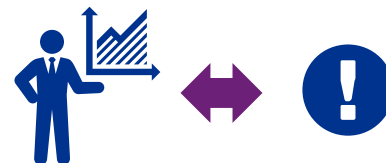
覚えておきましょう

報告日現在で信用リスクが低ければ、信用リスクの著しい増大は生じていないものとみなしてよいとする例外規定 | 反証可能な場合を除き30日超の期日経過をもって信用リスクの著しい増大が生じたと推定する

債務不履行の定義

「信用リスクの著しい増大」を評価し、減損を測定するために
「債務不履行」を定義しましたか？

社内の信用リスク管理のために用いられる
定義と整合していなければならない



債務不履行は、**90日の期日経過**となる時点よりも後で生じることは
ないという反証可能な推定があります

予想信用損失の測定

異なる資産の種類ごとの**ECL**を測定するために、どのようなデータ及び分析を用いますか？

信用損失: キャッシュ・フロー不足を当初の実効金利で割り引いたもの
ECL: 信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均

確率加重

偏りのない
確率加重した金額

現在価値

割引率 =
当初の実効金利
または近似する利率

キャッシュ不足額

契約に基づくキャッシュ・
フローと受け取ると
見込んでいる
キャッシュ・フローの差額

覚えておきましょう

将来予測的な経済シナリオを織り込みます

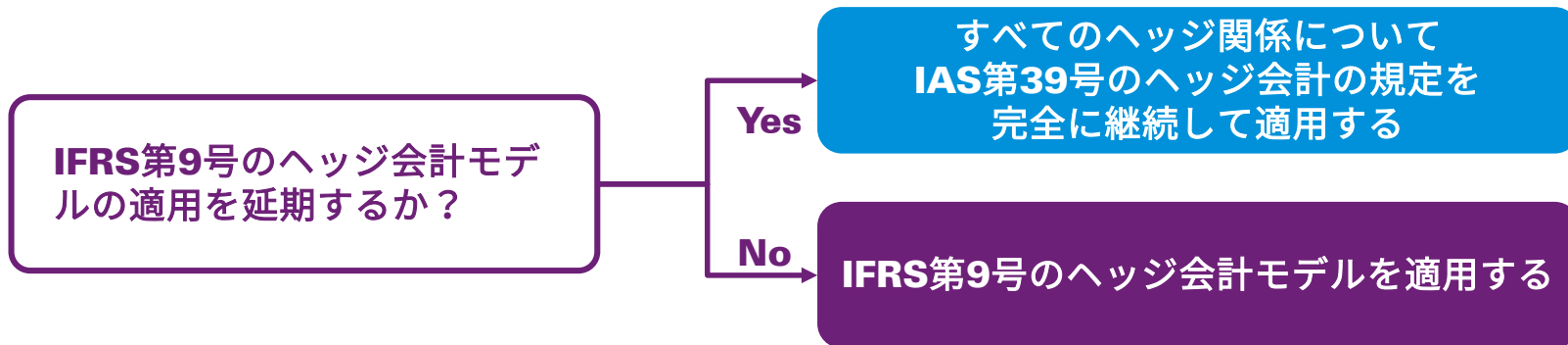


ヘッジ会計

会計方針

IFRS第9号のヘッジ会計の規定を適用しますか？

それとも**IAS第39号**のヘッジ会計の規定を継続して適用しますか？



覚えておきましょう

IASBの動的风险管理についてのプロジェクト（マクロヘッジへの対応を模索するもの）の結果を反映する基準が完成するまで、当面の間、**IFRS第9号**のヘッジ会計の適用を延期できます

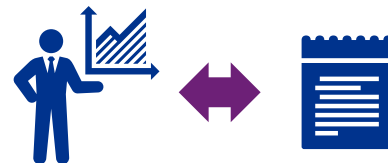
リスク管理目的との整合性

ヘッジの実行に関するリスク管理戦略及びリスク管理目的を公式に文書化したか？

ヘッジの文書化は以下を満たさなければならない

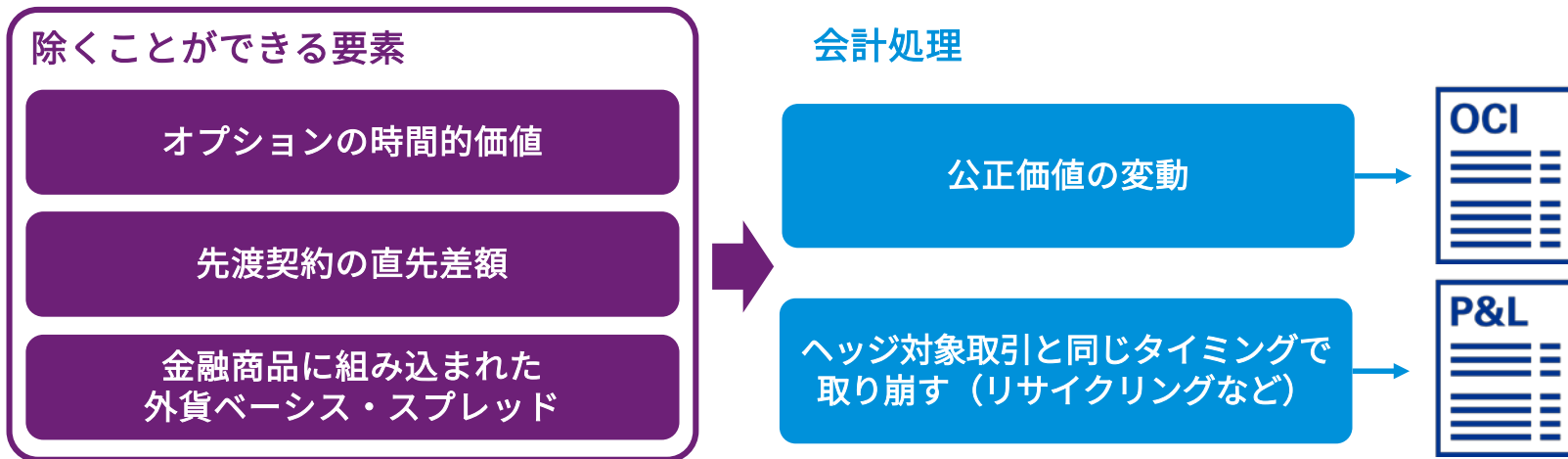
ヘッジ関係がどのように
実際のリスク管理目的に
密接に整合しているかを
説明する

ヘッジの非有効部分の
発生原因の分析を含む



ヘッジのコスト

ヘッジ手段の指定から除くことができる「ヘッジのコスト」要素について検討しましたか？



リスク要素

ヘッジ対象として指定できるリスク要素について確認しましたか？

金融リスク要素及び非金融リスク要素に関する指定要件

独立に識別可能

契約上必ずしも明示されて
いる必要はないが...



信頼性をもって測定可能

十分に観察可能な
先渡取引がある

検討しましょう

リスクが関連する特定の市場構造 | ヘッジ活動の行われる地域

ヘッジ対象

IFRS第9号の下では**IAS第39号**に比べて、より弾力的なヘッジ対象指定が可能となりました。

どのようなエクスポージャーが検討しましたか？

ヘッジ対象

として適格となる可能性があるか

合計
エクスポージャー

純額ポジションを
含む項目グループ

名目金額の
構成要素

FVOCIで測定される
資本性金融商品

ヘッジの有効性の評価

ヘッジの有効性の要件

を満たすための体制準備は万端ですか？

ヘッジ対象とヘッジ手段の
経済的関係

信用リスクが大きすぎるた
めに、ヘッジ手段による
ヘッジ対象の価値変動の
相殺が阻害されないか

ヘッジ比率 =
リスク管理で用いる
実際の比率



移行措置及び開示

移行措置

適用計画はIFRS第9号への移行に関しての要求事項・免除規定などに対応できていますか？



KPMGの刊行物である**First Impressions**その他の有用なガイダンスをご利用ください

ご参照ください

kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/financial-instruments.html



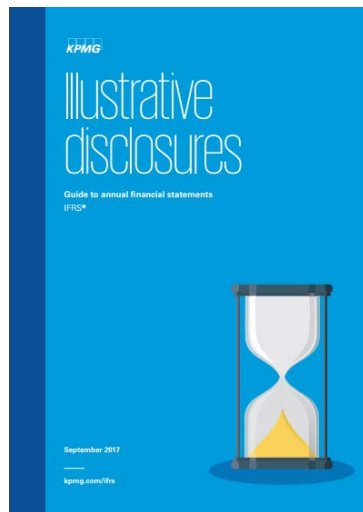
比較情報の修正再表示及び遡及適用に関し、重要な免除規定があります



© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

開示規定

開示に関しての膨大な要求事項に対応するために、どのような情報やプロセスが追加的に必要になるか、識別しましたか？



年次財務諸表ガイドー開示例
Appendix IV IFRS 第9号
「金融商品」(2014年版)を
早期適用する企業の開示例を
ご参照ください



特定の移行に関する開示、
並びに信用リスク管理及び
ヘッジ会計に関するより詳
細な情報を提供することが
必要となるでしょう



チェックリスト及び 次のステップ

チェックリスト (1/2)

実施しましたか？	☒	実施しましたか？	☒
営業債権及び負債性金融商品への投資をどう分類するかは決まりましたか？	☐	資本性金融商品への投資に関する会計方針がIFRS第9号の要件を満たすことを確認しましたか？	☐
契約上のキャッシュ・フロー及び/または金融資産の回収が事業モデルに不可欠か評価しましたか？	☐	FVTPL 指定した 金融負債 の表示についての新たな規定を適用することの影響を評価しましたか？	☐
ファクタリングまたは証券化契約の影響を検討しましたか？	☐	認識の中止を生じない 条件変更または交換（過去に）行った固定利付金融負債 を保有しているか検討しましたか？	☐
キャッシュ・フローが SPPI であるか評価するために契約条件をレビューしましたか？	☐	減損規定の適用範囲に含まれるすべての金融商品 を識別しましたか？	☐
期限前償還要素がSPPI要件を満たすか検討しましたか？	☐	ECL を測定するための単純化したアプローチを適用するか決定しましたか？	☐
契約には SPPI 要件を阻害するようなその他の要素が含まれていないか検討しましたか？	☐	営業債権についてのECLを測定するための 実務上の簡便法 を用いるか決定しましたか？	☐

チェックリスト (2/2)

実施しましたか？	☒	実施しましたか？	☒
原則的アプローチに基づく場合、各資産の種類ごとに「信用リスクの著しい増大」を評価するための要件を設定しましたか？	☐	ヘッジ手段の指定から除くことができる「ヘッジのコスト」要素について検討しましたか？	☐
「信用リスクの著しい増大」を評価し、減損を測定するために「債務不履行」を定義しましたか？	☐	どのようなリスク要素またはエクスポージャーがヘッジ対象として適格か、またはヘッジ対象として指定するか決定しましたか？	☐
異なる資産の種類ごとの ECL を測定するために、どのようなデータ及び分析を用いるか検討しましたか？	☐	ヘッジの有効性の要件を満たすための体制準備は万端ですか？	☐
IFRS第9号 のヘッジ会計の規定を適用するか決定しましたか？	☐	適用計画は IFRS第9号 への移行に関する要求事項・免除規定などに対応できていますか？	☐
リスク管理目的に整合したヘッジ会計の方針を公式に文書化しましたか？	☐	開示に関する膨大な要求事項に対応するために、どのような情報やプロセスが追加的に必要になるか、識別しましたか？	☐

結果はどうでしたか？

22の質問のうち、いくつ「yes」となりましたか？

22 – 準備はバッチリです！

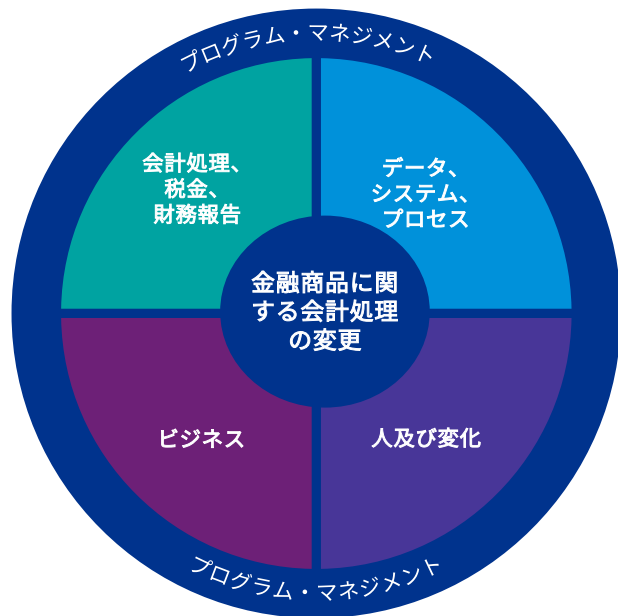
7-21 –もう少し準備が必要です

0-6 – 深刻な準備不足です。

すぐに対応に取りかかる必要があります



ビジネスにも広範な影響があります！



実施しましたか？

- **KPI**を含むマネジメントレポートの更新
- 各種調整を踏まえた移行計画の構築
- 課税関係に及ぼす影響についての検討
- ボーナス制度への影響の計算
- 同業他社が採用するアプローチとの比較

もっと知りたい！という方へ



**KPMGの担当者に
ご相談ください**



**KPMGのウェブサイトでは
様々な情報を
ご提供しています。**



kpmg.com/jp/socialmedia

本冊子は、KPMG IFRGが2017年9月に発行した「IFRS 9 Financial instruments for corporates-Are you good to go?」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG IFRG Limited, a UK company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG International Cooperative (“KPMG International”) is a Swiss entity that serves as a coordinating entity for a network of independent firms operating under the KPMG name. KPMG International provides no audit or other client services. Such services are provided solely by member firms of KPMG International (including sublicensees and subsidiaries) in their respective geographic areas. KPMG International and its member firms are legally distinct and separate entities. They are not and nothing contained herein shall be construed to place these entities in the relationship of parents, subsidiaries, agents, partners, or joint venturers. No member firm has any authority (actual, apparent, implied or otherwise) to obligate or bind KPMG International or any other member firm, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm, in any manner whatsoever.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.